

**第一条** 連合国財産の返還等に關する政令  
（昭和）  
**（この法律の趣旨）**

関する法律

三

**第一条** 連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号。以下「返還政令」という。）第二十五条（ボツダム宣言の受諾に伴い、イツ財産関係諸命令の措置に関する法律（昭和二十七年法律第九十五号。以下「第九十五号法律」という。）第二条第五項及び第六項においてなおその効力を有するものとされる同法による改正前の返還政令第二十五条を含む。）及び附則第十六条項並びに連合国財産である株式の回復に関する政令（昭和二十四年政令第三百十号。以下「株式回復政令」という。）第三十三条及び第三十一条（第九十五号法律第六条第四項及び第六項においてなおその効力を有するものとされる同法による改正前の株式回復政令第三十三条及び第三十一条を含む。以下同じ。）に規定する損失（次条第六号に規定する株式会社が再設立されたことにより同号に掲げる者に生じた損失を含む。）の処理並びに連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令（昭和二十三年政令第二百九十八号。以下「譲渡政令」という。）第十条の三に規定する損失の補償については、この法律の定めるところによる。

（損失の処理又は補償の対象及びその方法）

**第二条** 政府は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に掲げる者であつて、当該各号に規定する事由による損失を受けた者（その包括承継人を含み、國を除く。）に対し、その損失の処理又は補償を行つため、この法律の定めるところにより、返還善後処理金を支払うものとする。

一 収還政令第十三条（第九十五号法律第二条第六項においてなおその効力を有するものとされる同法による改正前の返還政令第十三条を含む。以下同じ。）第一項第二号の措置による財産の譲渡があつた場合 同令第七条の規定により当該財産を國に譲渡した者及び当該財産の上に存していた権利（担保権を除く。）で同令第二十三条（第九十五号法律第六号。以下同じ。）第二条第五項及び第六項においてなおその効力を有するものとされる同法による改正前の返還政令第二十三条を含む。以下同じ。）第一項の規定により消滅したものとその際有していた者

二　返還政令第十三条规定項第三号の命令に係る措置による財産の譲渡又は同条第四項(同条第一項第三号に係る部分に限る。)の規定による財産の譲渡があつた場合、当該財産の譲渡をした者及び当該財産の上に存していた権利(担保権を除く。)で同令第二十三条第一項の規定により消滅したものをその際に有していた者

三　返還政令第十三条第一項第四号の命令に係

六 旧ジエー・アンド・ピー・コウツ・リミテッドに対する財産の返還に関する政令（昭和二十四年政令第四十六号。以下「旧コウツ政令」という。）第一条第一項の株式会社が同項の規定により再設立された場合、旧敵産管理制度（昭和十六年法律第九十九号）の規定により管理に付されていた同社の株式をその旧敵産管理人（株式回復政令第二条第一項に規定する旧敵産管理人をいう。）から買い受けた者

七 株式回復政令第十八条第四項後段の規定による自己取得株式（同令第十一条第一項に規定する自己取得株式をいう。以下同じ。）若しくは自己保留株式（同項に規定する自己保留株式をいい、子株（同令第一条第二項に規定する子株をいう。以下同じ。）に相当するものを除く。以下同じ。）の株券の引渡又は同令第十九条（第九十五号法律第六条第六項においてなおその効力を有するものとされる同法による改正前の株式回復政令第十九条を含む。）第一項後段の規定による新株（子株に相当するものを除く。以下同じ。）の株券の引渡があつた場合、当該株式の発行会社

八 讓渡政令第一条に規定する家屋等（旧連合国財産の保全に関する件（昭和二十年大蔵省令第八十号）第四条第一項又は返還政令第四条第四項の規定に違反して建設されたものを除く。）が讓渡政令の規定により収用され、若しくは引き渡され、又は除去された場合、当該収用され、若しくは引き渡され、又は除去された家屋等の所有者又は関係権利者であつた者

九 旧連合国財産の返還等に関する件（昭和二十一年勅令第二百九十四号）第二条第一項の命令に係る措置として第二号に規定する財産の譲渡（第三号に規定する権利の返還、第五号に規定する株券の引渡又は前号に規定する家屋等の除去に準ずる行為があつた場合、それぞれこれらの方に掲げる者に準ずる者（返還善後処理金の額及びその支払の方法）

第三条 収還善後処理金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額に、第一

六

六 旧ジエー・アンド・ピー・コウツ・リミテッドに対する財産の返還に関する政令（昭和二十四年政令第四十六号。以下「旧コウツ政令」という。）第二条第一項の株式会社が同項の規定により再設立された場合、旧敵産管理制度法（昭和十六年法律第九十九号）の規定により管理に付されていた同社の株式をその旧敵産管理人（株式回復政令第二条第一項に規定する旧敵産管理人をいう。）から買い受けた者

八  
七

七 株式回復政令第十八条第四項後段の規定による自己取得株式（同令第十一条第一項に規定する自己取得株式をいう。以下同じ。）若しくは自己保留株式（同項に規定する自己保留株式をいい、子株（同令第二条第二項に規定する子株をいう。以下同じ。）に相当するものを除く。以下同じ。）の株券の引渡又は同令第十九条（第九十五号法律第六条第六項においてなおその効力を有するものとされる同法による改正前の株式回復政令第十九条を含む。）第一項後段の規定による新株（子株に相当するものを除く。以下同じ。）の株券の引渡がであった場合、当該株式の発行会社の譲渡政令第一条に規定する家屋等（旧連合国軍事部の保全に關する件（昭和二十年大蔵省八

國財産の併合に關する件（昭和二一年六月省令第  
八号）第廿九第一項又は返還文令第四

若しくは引き渡され 又は除去された場合

九 旧連合国財産の返還等に関する件（昭和二

号に規定する株券の引渡又は前号に規定する

二

第三項 通貨種別は現金の額に依るのみの名号に拘り、第一項の区分に応じ、当該各号に掲げる金額に、第一

号又は第三号の場合にあつてはこれらの号に規定する財産又は持分の返還請求があつた日から、第二号の場合にあつては同号に規定する権利の設定があつた日から、第四号の場合にあつては同号に規定する特定株式の回復請求があつた日から、第五号の場合にあつては同号に規定する株式会社の再設立があつた日から、第六号の場合にあつては同号に規定する株券の引渡があつた日から、第七号の場合にあつては同号に規定

第三百五十五号政令附則第五項の規定による支払の請求をることができる者であり、かつ、これらの号に規定する財産でその譲渡の際その上に旧返還政令第二十三条第一項の規定により消滅した権利が存していたものを譲渡した者は、その者に返還政令第十九条第一項の規定を適用した場合にその者が支払を請求することができる（金額）に、次のイからハまでに掲げる場合に応じ、それぞれイからハまでに掲げる倍数を乗じて得た金額（その者が既に同条第一項若しくは第二項又は旧返還政令第十九条第一項若しくは第三百五十五号政令附則第五項の規定により支払を請求することができる金額を受領しているときはこれに相当する金額を、当該財産の価値がその売却（返還政令第十九条第一項に規定する売却をいう。以下同じ。）があつた時からその返還請求（連合国最高司令官からの返還の要求又は当該財産の返還を請求することができる連合国人からの返還の請求をいう。以下同じ。）があつた時までの期間内に通常の減価額をこえて減少しているときは当該返還請求があつた時における当該通常の減価額をこえて減少している部分の価値に相当する金額をそれぞれ控除した金額とし、当該財産の価値が当該期間内にその者の負担において増加しているときは、当該財産の返還請求があつた時における当該価値増加分の価値としに相当する金額を加算した金額とする。）

イ　その者が譲渡した財産が土地である場合　当該土地の別表第一に定める所在地の区分並びにその売却の時期及びその返還請求の時期に応ずる同表の倍数

ロ　その者が譲渡した財産が建物（その附帯設備を含む。以下同じ。）又は構築物である場合　当該建物又は構築物の別表第二に定める構造の区分並びにその売却の時期及びその返還請求の時期に応ずる同表の倍数

ハ　その者が譲渡した財産が動産である場合　当該動産の別表第三に定める区分並びにその売却の時期及びその返還請求の時期に応ずる同表の倍数

二　前条第三号に掲げる者　権利の返還のため同号に規定する契約を締結した者にあつては、当該契約により設定された権利の当該返還の際ににおける時価（当該返還の際当該権利の目的物の上に返還政令第二十三条第二項又

は第三項の規定により消滅した権利（担保権を除く。）があつたときは、当該時価からその消滅した権利の当該返還の際ににおける時価（その消滅した権利が二以上あつたときは、これらの権利の当該返還の際ににおける時価の合計額）を控除した金額に相当する金額、同号に規定する消滅した権利を当該返還の際に有していた者にあつては、その消滅した権利の当該返還の際ににおける時価に相当する金額（これらの者が既に同令第十九条第三項から第五項までの規定により支払を請求することができる金額を受領しているときは、これに相当する金額を控除した金額）

三 前条第四号に掲げる者 同号に規定する株券の引渡があつた者のに係る特定株式の回復請求（連合国最高司令官からの回復の要求又は当該株式の回復を請求することができる連合国人からの回復の請求をいう。以下同じ。）があつた時における時価（当該株式が、その株券が株式回復政令第十八条第四項の規定により大蔵大臣に引き渡された際清算手続中である会社の発行する株式である場合において、その回復請求があつた時から当該引渡があつた時までに当該株式につき残余財産として分配された金錢の額があるときは、当該時価から当該金錢の額を控除した金額）に当該株式の株数を乗じて得た金額（当該株式につき既に同令第二十四条第一項の規定による支払が行われているときは、その支払われた金額に相当する金額を控除した金額とし、当該株式の株主に同令第十一條（第九十五号法律第六条第六項においてなおその効力を有するものとされる同法による改正前の株式回復政令第十二条を含む。）及び第十二条（第二百四十三号政令による改正前の株式回復政令第十二条の二及び第九十五号法律第六条第六項においてなおその効力を有するものとされると同法による改正前の株式回復政令第十二条を含む。）の規定を適用しないものとした場合にその回復請求があつた時までに当該株主に割り当てられるべきであつた当該株式に係

する子株があるときは、当該子株のその時ににおける時価にその株数を乗じて得た金額（時価を異なる子株があるときは、それぞれの時価に当該時価を有する子株の株数を乗じて得た金額の合計額）から当該子株につきこれを割り当てられるとした場合にその者が払い込むべき金額を控除した金額を加算した金額とする。)

五 前条第六号に掲げる者 旧コウツ政令第二条第一項の規定により再設立された株式会社の株式のその時における時価にその再設立によりジエー・アンド・ピー・コウツ・リミテッドが所有することとなつた同社の株式の株数を乗じて得た金額から、同号に掲げる者が同令第八条の二において準用する株式回復政令第二十四条第一項の規定により支払を受けた金額を控除した金額

六 前条第七号に掲げる者 同号に規定する株券の引渡しがあつたその者に係る株式につき、次のイ又はロに掲げる株式の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる価額に当該株式の株数を乗じて得た金額から、その者が株式回復政令第二十四条第三項の規定により支払を受けた金額（当該株式が子株に相当する自己取得株式であるときは、同令第二十七条（第九十五条法律第六条第四項及び第六項において「なおその効力を有するもの」とされる同法による改正前の株式回復政令第二十七条を含む。）の規定により支払を受けた金額）を控除した金額

イ 自己取得株式 当該株式の取得価額

ロ 自己保留株式及び新株 発行価額

七 前条第八号に掲げる者 同号に規定する家屋等の所有者であつた者にあつては、当該家屋等の譲渡又は除去の請求（連合国最高司令官からの譲渡若しくは除去の要求又はこれらの措置を請求することができる連合国人からのこれら措置の請求をいふ。）があつた時における当該家屋等の時価その他当該譲渡又は除去によつて生じた損失で通常生ずべきもののその時における時価に相当する金額、同号に規定する関係権利者であつた者にあつては、当該譲渡又は除去によつて生じた損失では、当該譲渡又は除去によつて生じた損失で通常生ずべきものその時における時価に相当する金額、同号に掲げる区分に応じ、それれイからニまでに掲げる

イ 前条第一号に掲げる者に準ずる者 第二号に掲げる金額に準じて計算した金額（電話加入権を譲渡した者にあつては、当該譲渡の請求があつた時における旧電話規則（昭和十二年逓信省令第七十三号）第六十六条及び第八十条又は旧電信電話料金法（昭和二十三年法律第二百五号）別表ニに規定する加入料及び装置料（加入申込受理の場合の装置料をいう。）の合計額にその者が譲渡した電話加入権に係る加入電話の数を乗じて得た金額とする。ただし、その者が既に返還政令附則第十二項の規定により請求することができる金額を受領しているときは、これに相当する金額を控除した金額とする。）

口 前条第三号に掲げる者に準ずる者 第二号に掲げる金額に準じて計算した金額ハ 前条第五号に掲げる者に準ずる者 第四号に掲げる金額に準じて計算した金額二 前条第八号に掲げる者に準ずる者 前号に掲げる金額に相当する金額

2 返還善後処理金は、国債をもつて交付する。ただし、その総額が五千円未満であるときはその全額を、これに五千円未満の端数があるときは、その端数に相当する金額をそれぞれ現金で支払うものとする。

（返還善後処理金の請求及び支払の手続）

**第四条** 第二条の規定による返還善後処理金の支払を請求することができる者（以下「請求権者」という。）がその支払を請求しようとするときは、大蔵大臣に対し、この法律の施行の日から二年以内に、政令で定めるところにより返還善後処理金支払請求書を提出しなければならない。

（国債）

**第五条** 第三条第二項の規定により返還善後処理金支払請求書が提出されたときは、これを審査し、支払うべきであると認めたときは、その支払すべき返還善後処理金の額を当該請求権者に通知するとともに、遅滞なく、これを支払わなければならない。



昭和 2 8 年	昭和 2 7 年	昭和 2 6 年	昭和 2 5 年	昭和 2 4 年	昭和 2 3 年	昭和 2 2 年	期 求 返 の 時 間 と 期 の 売 却	(二) その他の動産							
								昭和 2 8 年	昭和 2 7 年	昭和 2 6 年	昭和 2 5 年	昭和 2 4 年	昭和 2 3 年	昭和 2 2 年	期 求 返 の 時 間 と 期 の 売 却
8 3 4 8 .	2 3 7 9 .	9 4 7 4 .	8 3 2 7 .	2 3 3 7 .	6 2 3 6 .	6 1 9 1 .	7 昭 年 和 .	7 0 1 .	4 2 1 .	5 9 1 .	8 9 1 .	9 9 1 .	9 6 1 1 6 .	1 2 8 5 5 .	7 昭 年 和 1
3 4 8 2 .	8 4 4 2 .	0 4 5 9 .	1 4 3 1 .	6 4 1 0 .	0 2 1 9 .	7 1 3 2 .	8 昭 年 和 1	4 8 1 .	8 0 1 .	1 7 1 .	3 0 1 .	4 2 1 .	5 6 2 2 2 .	5 2 3 3 3 .	8 昭 年 和 1
6 4 5 3 .	1 4 2 4 .	3 5 7 0 .	3 4 6 2 .	7 4 7 1 .	8 2 4 9 .	1 1 0 3 .	9 昭 年 和 1	6 8 1 .	9 0 1 .	1 7 1 .	3 6 1 .	0 9 2 2 0 .	1 5 6 5 5 .	7 2 6 0 0 .	9 昭 年 和 1
8 4 2 3 .	3 4 0 4 .	7 5 2 0 .	6 4 0 2 .	0 4 2 2 .	0 3 3 0 .	1 1 8 3 .	0 昭 年 和 2	1 8 1 .	2 9 1 .	3 7 1 .	8 9 2 2 1 .	6 7 7 7 7 .	5 4 9 9 1 .	0 昭 年 和 2	